

児童指導員の資格要件

次のいずれかに該当すること

- ①都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ②社会福祉士の資格を有する者
- ③精神保健福祉士の資格を有する者
- ④学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥学校教育法の規定による大学院の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧学校教育法の規定による高等学校、中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑨学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- ⑩3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

※児童福祉事業とは、以下のことをいいます。

- ・ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- ・ 同法第 12 条に規定する児童相談所
- ・ 同法第 6 条の 2 の 2 に規定する事業
児童発達支援事業、医療型児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業
- ・ 同法第 6 条の 3 に規定する事業
児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭

全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

※1年以上の実務経験は、1年あたり180日以上であることを要します。（直接支援業務のみが対象です）